特定非営利活動法人
アジア・太平洋まちづくり支援機構

定　　款

平成１１年１０月１５日　法人成立
平成１７年　９月２９日　変更
平成１８年　６月１９日　変更
平成１９年　９月２５日　変更
平成２４年　６月１８日　変更
平成２９年　９月１４日　変更
平成３１年　３月１６日　変更
令和　３年　３月　５日　変更
令和　６年１０月　２日　変更
令和　７年　１月２０日　変更

定　款

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人アジア・太平洋まちづくり支援機構と称し、英文では、Asia Pacific Town-building Assistance Consortium と表示する。

（事務所）

第２条　この法人は事務所を東京都大田区に置く。

（目的）

第３条　この法人は、木造住宅密集地域の地権者、関係権利者に対して、阪神・淡路大震災の教訓を生かして、木造住宅密集地域における改善・防災・環境の向上・過密した市街地の有効活用や建物の共同化及び整備に関する研究を行い、安全で快適なまちづくりに寄与するとともに、高齢者・障害者介護及び医療施設の基盤整備を促進する事業を行い、要介護高齢者・障害者福祉及び医療の増進に寄与することを目的とするとともに、我が国のみならずアジア・太平洋地域諸国において、住環境改善、市街地の整備・有効活用、人材開発等にかかる研究、助言、推進等を行い、アジア・太平洋地域における安全で快適なまちづくり等に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

１　まちづくりの推進を図る活動
２　環境の保全を図る活動
３　地域安全活動
４　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
５　国際協力の活動
６　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1　木造住宅密集地域のまちづくり・共同化・整備の研究・提案事業

2　木造住宅密集地域のまちづくりに関する勉強会開催事業

3　密集地域の地権者、関係権利者に対するまちづくりの普及啓蒙活動事業

4　高齢者施設・障害者施設・医療施設の整備に関する企画、調査、設計事業

5　高齢者施設・障害者施設・医療施設の整備に関する相談及び支援事業

6　高齢者施設・障害者施設・医療施設の整備に関する勉強会開催事業

7　高齢者施設・障害者施設・医療施設の整備に関する普及啓蒙活動事業

8　アジア・太平洋地域諸国における、まちづくり・環境整備、産業振興、人材開発・育成事業等にかかる研究・提案・コンサルティング事業

9　前号の人材開発・育成に基づく外国人労働者（外国人技能実習生を含む）の日本企業への活用・導入・受入等にかかる研究・提案・手続支援事業

10　会員企業によるアジア・太平洋地域諸国に対する進出等プロジェクトに対する助言・提案・支援事業

11　本会の目的達成のためにアジア・太平洋諸国現地に設立する会社株式の所有、及び当該会社の事業活動を支配・管理すること

12　無料職業紹介事業

13　その他　本会の目的達成のために必要な事項

第２章　　会　　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員及び特別会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した企業・団体
（2）特別会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

（入会）
第７条　この法人の会員となるには、理事会の承認を得なければならない。
2　会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
3　会長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4　会長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員資格の喪失）
第９条　会員は、次の各号の一に該当する場合には、会員たる資格を喪失する。
（1）　退会届の提出をしたとき
（2）　本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である企業・団体が消滅したとき。
（3）　除名されたとき。

（退会）
第１０条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
（1）　この定款等に違反したとき。
（2）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会費の不返還）
第１２条　既に納入した会費は、返還しない。

第３章　役　　員

（種別及び定数）
第１３条　この法人に、次の役員を置く。
（１）　理事　　４名以上
（２）　監事　　１名
２　理事のうち１名を会長とする。また１名を副会長、１名を専務理事、若干名を常任理事とすることができる。
３　理事のうち１名を最高顧問とすることができる。

（選任等）
第１４条　最高顧問及び会長は、総会において出席会員の３分の２以上の賛成をもって選出するものとする。
２　副会長・専務理事・常任理事・理事・監事については、会長が理事会の承認を得て、これを任命する。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第１５条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
３　専務理事は、会長・副会長を補佐し業務を執行するほか、重要議案を審議する。
４　常任理事は、会長・副会長・専務理事を補佐し業務を執行するほか、重要議案を審議する。

5　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）　この法人の財産の状況を監査すること。

（3）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）　理事の業務執行の状況又はこの法人財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けること

ができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第４章　　会　　議

（種別）

第２０条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第２１条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散及び合併

（３）　会員の除名

（４）　事業計画及び予算並びにその変更

（５）　事業報告及び決算

（６）　最高顧問及び会長の選任、役員の解任、職務及び報酬

（７）　会費の額

（８）　資産の管理の方法

（９）　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４７条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10)　事務局の組織及び運営

(11)　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（２）　会員総数の５分の１以上からの会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
（３）　監事が第１５条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、会長が招集する。
２　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２５条　総会の議長は、総会ごとに、出席した会員又は会員たる企業・団体の代表者の中から選任する。

（総会の定足数）
第２６条　総会は、会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）
第２７条　総会における議決事項は、第２４条第２項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）
第２８条　各会員の表決権は平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案した者の氏名又は名称

（３）総会の決議があったものとみなされた日及び会員総数

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）　本会組織任務の執行に関する事項

（２）　総会付議に関する事項

（３）　その他運営上必要と認める事項

（理事会の開催）

第３２条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）　会長が必要と認めたとき。
（２）　理事総数の５分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第３３条　理事会は、会長が招集する。
２　理事会を招集するときは、開催の日の少なくとも５日前までに書面、ファクシミリ又は電磁的方法により通知しなければならない。

（理事会の議長）
第３４条　理事会の議長は、理事会ごとに、出席した理事の中から選任する。

（理事会の議決）
第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第２項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事が理事会の決議の目的たる事項について提案をした場合において、当該議案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案に異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の表決権等）
第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者及び出席者氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、理事全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案した者の氏名又は名称

（３）理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　資　　産

（資産の構成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　会費

（３）　寄付金及び助成金

（４）　財産から生じる収益

（５）　事業に伴う収益

（６）　その他の収益

（資産の管理）

第３９条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第６章　会　　計

（会計の原則）

第４０条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業年度）

第４１条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４２条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４３条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費）

第４４条　（条文削除）

（予算の追加及び更正）

第４５条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４６条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４７条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第４９条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産手続開始の決定

（６）　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第５０条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併による解散を除く。

（合併）

第５１条　この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の

４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　　公告の方法

（公告の方法）

第５２条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第９章　　事　務　局

（事務局の設置）

第５３条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５４条　事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

（組織及び運営）

第５５条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第１０章　　雑　　則

（細則）

第５６条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附　則　（設立）

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3　この法人の設立当初の事業年度は、第４１条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１２年３月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４２条の規定にかかわらず、設立者会の定めるところによる。

附　則（平成１７年６月１５日総会　定款変更決議）

1　第１６条第１項の規定にかかわらず、役員全員の任期を通常総会及び理事会の開催時期に合わせるため、平成１７年１０月１５日に任期満了退任し、再任した役員の任期は、平成１９年６月３０日までとする。

附　則（平成１８年６月１９日総会　定款変更決議　第２条変更）

この定款は、平成１８年６月１９日から施行する。

附　則（平成１９年６月１９日総会　定款変更決議　第８条、第１３条変更）

この定款は、平成１９年９月２５日から施行する。

附　則（平成２４年６月１８日総会　定款変更決議　第４６条変更）

この定款は、平成２４年６月１８日から施行する。

附　則（平成２９年６月１２日総会　定款変更決議　第１２条、第２２条、第３８条、第４２条、第４３条、第４４条、第４８条、第４９条、第５２条変更）

この定款は、平成２９年９月１４日から施行する。

附　則（平成３０年１２月２７日総会　定款変更決議（みなし決議）第１条、第３条、第４条、第５条、第２４条、第２７条、第２８条、第２９条、第３３条、第３５条、第３６条、第３７条変更）

この定款は、平成３１年３月１６日から施行する。

附　則（令和２年１２月１６日総会　定款変更決議（みなし決議）第１３条、第１４条、第１５条変更）

この定款は、令和３年３月５日から施行する。

附　則（令和６年１０月２日総会　定款変更決議（みなし決議）第２条変更）

この定款は、令和６年１０月２日から施行する。

附　則（令和６年６月１７日総会　定款変更決議　第５条変更）

この定款は、令和７年１月２０日から施行する。

別表

設立当初の役員

役職名	氏　名
最高顧問	渡　邉　貴　介
会　　長	石　井　　誠
専務理事	田　村　文　男
常任理事	村　上　愛　三
常任理事	吉　井　正　利
常任理事	米　津　　宏
常任理事	西　尾　博　三
理　　事	束　田　正　勲
理　　事	青　木　三　郎
理　　事	新　井　藤　三
理　　事	磯　部　雅　男
理　　事	西　野　　実
理　　事	福　島　英　次
監　　事	鈴　木　秀　夫